

第 77 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要報告

第 77 回 O I E 総会が 5 月 24 日から 29 日の日程で、フランスのパリにて開催されました。会場は、コンコルド広場からほど近い化学会館（メゾン・ドゥ・ラ・シミ）で、174 の加盟国・地域及び 50 を超える関係国際機関が参加しました。我が国からは、動物衛生課国際衛生対策室長他 6 名が参加しました。本稿では、我が国でも特に関心の高かった B S E ステータスの認定及び B S E に係る O I E コードの改正を中心に概要を報告します。



（議場の様子）

1. B S E ステータスの認定

O I E は、加盟国の申請に応じ、当該国の B S E 対策（肉骨粉等の輸入規制、飼料規制及びサーベイランス）を科学的に評価して、ステータスの認定を行っています。「無視できるリスク」と「管理されたリスク」のステータスがあり、今回、日本は「管理されたリスク」とのステータス認定を受けました（写真）。これは我が国の B S E 対策が的確に評価された結果であると考えており、2001年9月我が国で初めての B S E 牛が確認されて以降、行政、業界、生産者等関係者が一体となって B S E 対策に尽力してきたからこそ達成できたものです。この場をお借りして、改めて、感謝申し上げます。なお、「管理されたリスク」との認定を受けたことで、今後、国内において B S E リスクが適切に管理されていることを消費者に積極的に説明するとともに、ロシア、フィリピン等への国産牛肉の輸出促進に一層の弾みをつけたいと考えています。

今回、申請のあった国の B S E ステータスについては、下表のとおり全体会で採択されました。

表：認定された各申請国の B S E ステータス

B S E ステータス	B S E ステータスの申請を行った加盟国
無視できるリスクの国（1ヶ国）	チリ ^注

管理されたリスクの国（2ヶ国）

日本、コロンビア

（注）2007年に「管理されたリスク」の認定を受けており、今回再申請した。



（左から、川島国際衛生対策室長、オニール議長、バラ事務局長）



（ステータス認定証）

2. BSEコード改正

我が国は、OIEコード改正案について、消費者や学識経験者の方々との意見交換会でいただいた意見を踏まえ、本年の1月に、①BSEステータスにかかわらず貿易できる牛肉の月齢要件の撤廃提案（30ヶ月齢以下→月齢条件なし）については反対、②ゼ

ラチン製造に用いる原料の拡大提案（皮に加えてせき柱を利用可能とする）については、BSEの病原体が不活化されることが証明されない限り、せき柱の利用には反対、等の意見を提出していたところです。我が国は、上記のような我が国の意見が反映されるよう、OIE総会前はもちろん、総会中であっても採決に付される直前まで関係国に働きかけを行いました。

結果については、プレスリリース等でお知らせしたところですが、BSEステータスに関わらず貿易できる牛肉の月齢条件の撤廃、ゼラチン製造に用いることができる牛由来原料の範囲の拡大ともに、アフリカ諸国、北米、EU等による賛成多数で採択となりました。なお、ゼラチンについては、当初の提案である「全月齢のせき柱」を修正し、「30ヶ月齢未満のせき柱」を利用可能とすることとなりました。我が国を含むアジアのみならず、南米等からも反対投票がありました。残念ながら我が国の主張は認められませんでした。また、いろいろな方から、今回の改正を受けて、我が国への牛肉の輸入条件が変更されるのではないかと、との問い合わせを受けますが、我が国への牛肉の輸入条件については、リスク評価を踏まえて決定する必要があり、今回のOIEコードの改正が直ちに変更につながるわけではありません。牛肉の輸入条件の設定等に当たっては、農林水産省としては、厚生労働省と連携し、これまで通り食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学的知見に基づいて対応してまいります。

3 その他

豚コレラについて、野生豚における発生によって直ちに貿易制限を行うべきではないという改正案が提案されていたところですが、我が国の意見を反映して、豚コレラが野生豚で発生した場合であっても、輸入を停止し、飼育豚への感染防止措置を確認した上で輸入停止を解除できるとされました。また、カナダより、同国アルバータ州において、H1N1亜型新型インフルエンザが人間から豚に感染した事例についての報告があり、現在までのデータからは、豚におけるH1N1亜型ウイルスの性質は、世界的に豚で通常見られる他の株と大きな違いがないことが示唆されるとの発表がありました。豚における感染事例の確認を受けて、OIEの疾病リストへの追加やサーベイランス義務づけ等の提案は、カナダを含め加盟国からはありませんでした。

最後に我が国のOIEへの貢献についてのニュースです。今回の総会で、OIEや加盟国への技術的な助言を与えるOIEコラボレーティング・センターとして、飼料の安全及び分析の分野において、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が、食品安全の分野において、東京大学食の安全研究センターが認定されました。さらに、農林水産省消費・安全局動物衛生課の川島国際衛生対策室長が、アジア・極東・オセアニア地域委員会議長に、（独）動物衛生研究所の坂本国際重要伝染病チーム長が、動物疾病科学委員会事務局長に選出されました。我が国は、アジアを中心に国際的な家畜衛生対策にも積極的に貢献してきており、そのことが高く評価されたものと考えられます。今後、国際舞台において、ますます大きな役割を果たしていきたいと考えています。